

ハローワークもりおか

懇切

公正

迅速

平成25年 1月 No.472



新年を迎えて

盛岡公共職業安定所長

四谷次郎

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、当所の業務運営にあたり企業の皆様を始め関係各位には、格別なるご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の雇用失業情勢を振り返ってみますと、震災後緩やかに改善を続けていた全国の有効求人倍率は、9月の0.83倍をピークに落ち着きがみられ、11月は0.80倍となっており、また、11月の完全失業率は4.1%で、昨年同時期に比べ0.4ポイント低下している状況にあります。

当所管内においては、震災後に一時的に落ち込んだ有効求人倍率が、復興需要求人の増加などから9月には1.00倍まで回復し、11月は0.99倍と、このところは1倍前後の水準で推移しております。しかしながら、正社員の倍率に目を向けてみますと、11月は0.49倍と全国平均（0.52倍）を下回っているなど、ミスマッチが顕在化している状況にあります。

このような雇用情勢の下、当所におきましては、「全員参加型社会」の実現に向け、「若者」「高齢者」「障害者」「子育てする女性等」の雇用対策に取り組んでおりますが、「若者」につきましては、新卒応援ハローワークやジョブサポーターを活用した就職支援や復興に伴う求人の増加もあって、大学・高校共に前年度を上回る就職内定率になっているところであり、残る未内定者についても、引き続き関係機関と連携を図り就職支援を進めていくこととしております。

また、「高齢者」については、雇用と年金の接続を図るため、65歳までの継続雇用制度に関して、対象者を限定できる仕組みの廃止や義務違反企業に対する公表規定の導入などの改正、「障害者」については、さらに雇用の促進を図るため、法定雇用率を1.8%から2.0%に引き上げる改正、がそれぞれ本年4月1日に施行されることから、その周知に努めているところであり、企業各位には、導入や達成について、ご理解とご協力をお願いいたします。

本年におきましても、利用者の皆様から信頼されるハローワークとして職員が一丸となって、盛岡地域の雇用の安定に資するよう取り組んでまいりますので、関係各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご繁栄とご多幸をご祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

○	新年を迎えて	1
○	もりおか新卒者就職面談会開催！	2
○	高齢者雇用安定法の改正について	3
○	～未来への第一歩～ 介護・医療、農林漁業分野合同就職フェアを開催します！	4
○	岩手県U・IターンフェアⅡが開催されます！	4
○	最近の求人求職のうごき	4

高校生・大学等学生対象の

もりおか新卒者就職面談会

を開催しました！

去る、12月6日（木）に、盛岡市、盛岡公共職業安定所、盛岡広域振興局、盛岡地域雇用開発協会、盛岡商工会議所、ジョブカフェいわての主催により、平成25年3月卒業予定の高校生、大学等学生を対象とした就職面談会を開催しました。

当日は、2部構成で開催し、第1部は高校生対象、第2部は大学等学生対象としてそれぞれ分けて開催し、面談会開始前に高校生には「企業ブースの訪問のマナー」大学等学生には「参加企業の業種・職種、求人票のポイント」のオリエンテーションを行い各企業との面談に臨みました。

第1部では、今年度の求人の増加を反映し、参加事業所は38社（求人47件169人）となり、参加生徒は内定率の上昇もあり21校（管内18校、管外3校）から60人（男子27人、女子33人）となりました。

第2部では、事業所は39社（求人61件232人）、学生は既卒26人を含め地元の大学、専修・専門学校を中心に129人の参加となりました。

参加者は、希望の企業ブースをまわり、求人内容などの説明を受け応募企業の選定に向けての情報収集を行い、また、参加企業は、企業のPR、求人内容の説明等のほか、学生・生徒の動向などの情報収集を行っていました。

高校生の就職内定率が11月末現在で78.6%と前年より12.1ポイントも上昇している状況にはありますが、就職未内定の生徒も200人以上となっており、今後、ハローワークでは就職未内定生徒に対する個別の就職支援を行ってまいります。企業の皆様には、引き続き新卒者の採用についてご理解とご協力をお願いいたします。



〈第1部〉



〈第1部〉



〈第2部〉



〈第2部〉

高年齢者雇用安定法の改正について

～ 平成25年4月1日から施行 ～

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正では、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正ではこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

*経過措置が認められています。詳細については当ハローワーク担当までお問い合わせください。

2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなどの支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権の20%以上を有しているなど影響力を及ぼしている企業です。

この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

3 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善が見られない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4 高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。

【高年齢者雇用確保措置とは】高年齢者雇用安定法第9条

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ① 定年の引上げ ② 継続雇用制度の導入 ③ 定年制の廃止

◆改正法や高年齢者確保措置についての詳しくは、当ハローワーク 専門相談部門 高年齢者雇用対策担当（TEL019-624-8904）へお問い合わせください。

◆独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 岩手高齢・障害者雇用支援センターでは、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っています。

（盛岡市菜園1-12-10 日鉄鉦盛岡ビル5F TEL019-654-2081）

～未来への第一歩～

介護・医療、農林漁業分野合同就職フェア

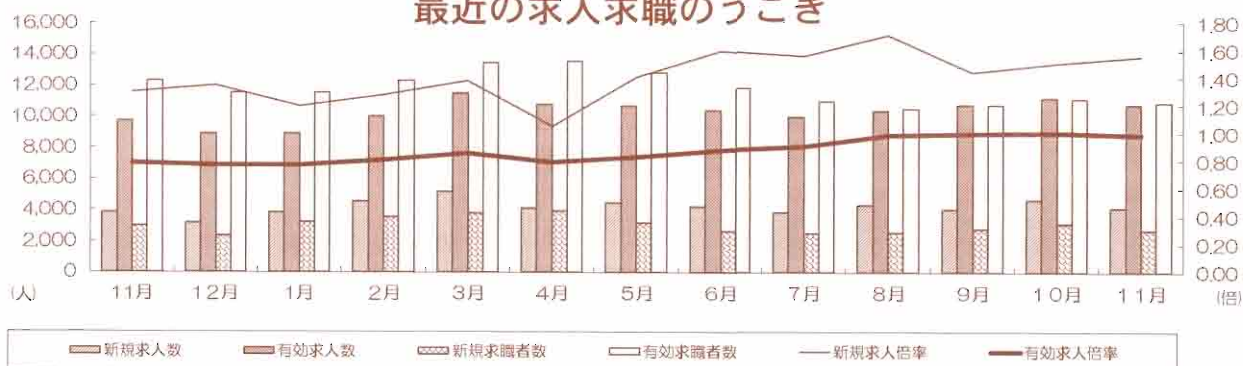
を開催します！

- 日 時 平成25年2月20日(水) 13:30～16:00
- 会 場 ホテルメトロポリタン盛岡 本館4階(盛岡市盛岡駅前通)
- 対象企業 就業場所を岩手県内とする求人企業等
- 対象職種 介護・医療分野及び農林漁業分野関連職種
- 参加対象者 介護・医療、農林漁業分野に就職を希望する一般求職者及び平成25年3月卒業の高校生及び大学・短大・専門学校等の学生(3年以内の既卒者を含む)
- 問い合わせ先 当ハローワーク専門相談部門福祉人材コーナー
(TEL 019-624-8904)

岩手県U・IターンフェアⅡが開催されます！

- 日 時 平成25年2月24日(日) 13:00～16:00
- 会 場 中野サンプラザ(東京都中野区 JR中野駅北口)
- 参加対象者 首都圏在住のU・Iターンを希望する社会人
岩手県内企業への就職を希望する学生(平成25年3月卒業・平成26年3月卒業)
- 参加企業 岩手県内に就業場所を有する企業
- 問い合わせ先 公益財団法人ふるさといわて定住財団(TEL 019-653-8976)

最近の求人求職のうごき



ハローワークプラザ盛岡

- ヤングハローワーク(1F)
TEL 019-621-2511 FAX 019-653-8608
 - 盛岡新卒応援ハローワーク(1F)
TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608
 - ハローワークプラザ(2F)
TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638
 - マザーズコーナー(2F)
TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638
 - いわてキャリアアップハローワーク(2F)
TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061
- 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号
TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3
〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312